

会 議 録

《会議名称》 令和2年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和2年10月8日(木)15:00~17:00 《開催場所》 岸和田市立公民館 4階 多目的ホール	承認		
	会長	齊藤委員	数宝委員
	10/22	10/23	10/23

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野委員	岡田委員	加我委員	岸田委員	木多委員	齊藤委員	数宝委員	竹田委員	田中委員	中野委員	深田委員	星乃委員	堀田委員
○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○

（委員13名中、10名出席）

岸和田市) 松下まちづくり推進部長
 事務局) 都市計画課 山田、松下、柿花、有本、滝元
 傍聴者) なし

《概 要》

■審議案件

1. ころに残るひとの営み景観について
2. ころに残る景観資源発掘プロジェクト次回テーマについて

■報告事項

1. 各種景観施策の進捗状況について

■その他事項

1. 【非公開】景観法に基づく届出について

《内 容》

■開会

- ・ 13名中10名の委員出席を確認。
岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・ 傍聴状況報告。

■挨拶

- ・ まちづくり推進部長挨拶
- ・ 加我会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・ 会議録確認者として齊藤委員と数宝委員の2名を指名し、承認される。

■議案第1号「ころに残るひとの営み景観について」

ころに残るひとの営み景観について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（会 長）・今回人の顔が大きく写っているのではないかと心配していたが、応募された皆さんはすごく工夫され、ひとの営みがわかるものを応募されている。

（委 員）・改めてひとの営み景観は難しいと感じた。別テーマでも同じような写真が多いと感じた。営み景観をどう定義するかを改めて教えてほしい。

（委 員）・コロナ禍に関わらず多く応募されたと思う。応募作品を見て市民がひとの営みをどう捉えたのかと言う見方もある。また、写真の撮り方が「営み景観」でなく「営み」になっているので、現地調査等でひいて見た時に景観としてどう見えるのかと言う想像力を働かせた審査が必要と感じた。

(委員)・写真が綺麗だから選ぶのではなく、人が何らかの形で関わっていることが感じられる写真でないといけない。

(委員)・今回は様々な写真が集まっていて、一人ひとりの市民の生活がよく見える。市民の日常そのものが景観になっていると気づけた。

(会長)・発掘委員会にかけられた使命が非常に大きい。発掘委員会では現場で 360 度を見渡して、群景観としての審査を行い、エピソードの様子が感じられるのかなど、営み景観とはということかを考えることができると思っている。また、コロナ禍は、地域で過ごす時間が増え、地域の資源を見つめ直す良い機会だったため、もっと応募があると思っていた。発掘委員会は、案の 4 名で構成したいと思っているがよろしいか。また、アンケートについてもよろしいか。

(委員)・(一同)了承。

■議案第 2 号「こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて」
こころに残る景観資源発掘プロジェクトについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(会長)・眺望景観は、全国的に注目されており、景観を捉える際の重要なキーワードとなっている。他市の景観百選の事例を見ると 100 という数が一応のこだわりだとわかる。

(副会長)・総括の岸和田らしい景観資源と今までの指定資源の扱い方はどのように考えているのか。総括で選ばれた景観よりも今まで選ばれた景観資源の方が岸和田らしさがあるというのも気になる。

(事務局)今までテーマに合っていないが良い景観がいくつかあった。テーマに合っているのかの判断が難しく、応募を躊躇している方もいらっしゃると思う。総括編ではテーマを決めずに募集し、今までの応募作品を見直しながらい選定したい。研究検討しながら進めていきたい。

(副会長)・他市町村の場合は募集年度が 1 年から 2 年であるのに比べ、岸和田市は 10 年以上のため、後世に受け継がれる景観とはなっていないようなものもあるのではないかと。統括のときには今までの景観資源も検証する必要がある、今後、少し多めに選ぶ必要があると思う。

(会長)・過去のは令和 5 年に向けて検証しておく必要がある。最後のネーミングは、「隠れた岸和田らしさ」や「残された岸和田らしさ」、「まだ発掘できていない」などが考えられ、検討された。

■報告第 1 号「景観施策の取り組みについて」
景観施策の取り組みについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(副会長)・18 ページに西宮市オリジナルピクトグラム図集があるが、せっかくなので岸和田のまちなみの様子がわかるようなピクトグラムなどあるといいと思うが、作成予定はあるのか。

(事務局) ・作成予定はなかったが検討する。現在考えているのはスケートボード禁止のピクトグラムは新たに作成する予定にしている。

(委員) ・ピクトグラムは多様なものでなく統一していこうという決まりがあったように思う。モビリティ財団が作ったものが国の標準として示されているので、参考にされたい。

(事務局) 同じ内容のピクトグラムが市によって別々のものになると混乱があるので、標準で決まっているものがあればそれを使用したい。国の標準については確認する。

(委員) ・3ページの適用除外について、既に先行されているサインデザインマニュアルなどを適用除外としてしまわずに調整を検討することが必要ではないか。

(会長) ・気になるのは広告収入事業。広告の意匠は非常に奇抜なものになりがちだと思う。

(事務局) ・広告収入については約10年前ラッピングバスが流行り、まちなかに合うように景観担当へ必ず協議するよう位置づけをしている。サインデザインマニュアルは約10年前に作ったサイン計画である。今回の公共サインガイドラインで取り上げるのは特に簡易看板で、市民から通報に対応して設置したものであるが、必ずしも管理が十分でなく、その状態について確認したいと考えている。今後、民間の屋外広告物の景観について基準をつくりたいが、まずは公共のサインから景観を整えていくことから始めたいと考えている。

(会長) ・今ご説明いただいたことがわかるように書いてもらわないと、既存のものは適用除外となるという意味合いになってしまう。

(委員) スローガンや納税などが書かれたものが街中でよくあるが、公共サインに含まれるのか。

(事務局) 啓発看板に含まれる。西宮市ではそういった啓発看板がそもそも必要かというところから考えていると聞いた。岸和田市でも担当課と協議したい。

(会長) 市役所等が適用範囲外になっているが、市役所の壁までは適用範囲にすべき。大きな宣伝しないといけない時にわかりやすく落ち着いた意識啓発ができるものである必要がある。また、道路標識は警察協議で変更することはできないため写真を掲載しないほうがいい。

(委員) ・P13の景観区ごとの色の違いについて、差を明確化するか標準色のみで統一される方がよい。

(事務局) ・基本的には標準色を使用してもらおう予定でデータ提供するが、景観区自体を知らない課も多く、景観区を知ってもらうために景観区ごとの色を示した。場合によっては、標準色としての茶色の使用とは別の色を用いる場合には、変更できることを示し、その際の参考として書かせてもらった。

(委員) ・標準色以外に似た色を細かく決めると運用が大変。また、縛りが強すぎても緊急性がある表示がしにくくなる。

(会 長) 公園での禁止事項を知らせる看板は、市や管理者、また、地元自治会がそれぞれ設置し、それぞれがバラバラになっている場合があり、それぞれについて、その表現方法を適切に誘導する必要がある。現状がどうなっているか確認すべきである。また、これから増えていくデジタルサイネージもどうするのか一度検討されたい。博物館などではデジタルサイネージを用いた掲示が増えてきている。民間の広告物について、景観の誘導基準は景観形成計画等でどのように示しているのか。

(事務局) ・一応示しているが抽象的な表現にとどまっており、具体的な基準までは示せておらず、今後、検討が必要だと考えている。

(会 長) ・一度、今の基準がどうなっているのかを本審議会で紹介してほしい。また、最近、建物のガラスの内側に広告物を掲出し、屋外から見える広告物が増えてきている。屋外から見える広告物は、屋外広告物ではないか、景観で捉えると大事な要素となることから、今後は、屋外広告物だけでなく、屋外から見える広告物への対応をどのようにするかも規制、誘導の対象として考えてもらいたい。

■その他事項1「【非公開】景観法に基づく届出について」

景観法に基づく届出についての審議は、公開することが適当でないため、資料を含め公開図書より削除します。

(事務局) ・次回の景観審議会については令和2年10月頃予定。

以上